

平成 27 年第 3 回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第 1 号）
平成 27 年 11 月 24 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 27 年 11 月 24 日（火曜日）午後 3 時 00 分 開会

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 3 定議案第 1 号 紀南環境広域施設組合廃棄物最終処分場運営適正化基金条例の制定について
- 第 5 3 定議案第 2 号 平成 27 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 6 3 定議案第 3 号 平成 26 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について
- 第 7 3 定議案第 4 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

14 番 岡 谷 裕 計 君
15 番 奥 田 誠 君
16 番 吉 田 盛 彦 君
17 番 岡 本 克 敏 君
18 番 大 竹 繁 和 君
19 番 荒 尾 典 男 君
20 番 中 岩 和 子 君
22 番 山 下 雅 久 君
23 番 瀧 口 定 延 君
24 番 新 屋 常 夫 君
26 番 沼 谷 美 次 君

○議員定数 26 名

○欠 員 0 名

○出席議員の氏名（24 名）

議席番号	氏 名
1 番	安 達 克 典 君
2 番	橘 智 史 君
3 番	塚 寿 雄 君
4 番	出 水 豊 数 君
5 番	宮 本 正 信 君
6 番	陸 平 輝 昭 君
7 番	山 口 進 君
8 番	吉 田 克 己 君
9 番	松 畑 玄 君
10 番	辻 本 宏 君
11 番	竹 本 栄 次 君
12 番	田 中 昭 彦 君
13 番	溝 口 耕 太 郎 君

○欠席議員（2 名）

21 番 山 本 真 一 郎 君
25 番 仲 江 孝 丸 君

○説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
管 理 者	真 砂 充 敏 君
副 管 理 者	田 岡 実 千 年 君
副 管 理 者	小 谷 芳 正 君

副 管 理 者	井 潤 誠 君
副 管 理 者	岩 田 勉 君
副 管 理 者	武 田 丈 夫 君
副 管 理 者	田 嶋 勝 正 君
上 富 田 町 副 町 長	山 本 敏 章 君
太 地 町 副 町 長	漁 野 伸 一 君
那 智 勝 浦 町 住 民 課 課 長	玉 井 弘 史 君
監 査 委 員	山 本 紳 次 君
会 計 管 理 者	福 田 文 君
事 務 局 長	小 郷 彰 豊 君
事 務 局 次 長	中 田 実 君
計 画 推 進 係 長	廣 田 剛 君
計 画 推 進 係 企 画 員	狼 谷 慎 一 君
計 画 推 進 係 企 画 員	尾 崎 秀 明 君
計 画 推 進 係 主 査	谷 本 俊 英 君
田 辺 市 市 民 環 境 部 長	室 井 利 之 君
新 宮 市 生 活 環 境 課 長	岩 崎 誠 剛 君
み な べ 町 生 活 環 境 課 長	西 口 文 治 君
白 浜 町 生 活 環 境 課 長	玉 置 孔 一 君
上 富 田 町 住 民 生 活 課 長	原 宗 男 君
す さ み 町 環 境 保 健 課 長	森 本 明 弘 君
太 地 町 住 民 福 祉 課 長	寺 西 敏 次 君
古 座 川 町 税 務 住 民 課 長	谷 口 智 信 君
串 本 町 住 民 課 長	西 山 清 志 君

○書記出席者

書 記 田 上 文 啓 君

午後 3 時 00 分 開 会

○議長（吉田克己君）

ただいまの出席議員は 24 名であります。

地方自治法第 113 条の規定による定足数がありますので、ただいまから本日招集の平成 27 年第 3 回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

21 番 山本真一郎君、25 番 仲江孝丸君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

○議長（吉田克己君）

日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

皆さん、こんにちは。

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成 27 年第 3 回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙な中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本組合事業であります。昨年 11 月に処分場の最終候補地である田辺市稲成地区の町内会様より処分場建設に係る次の整備工程へと進むことに合意する「基本同意」を得たことから、本組合では建設用地の測量などを経て、現在建設に要する用地確保のため、地権者の皆様方との用地交渉に取り組んでいるところでございます。

加えて、建設のための、もう一つの要件として田辺市稲成地区における町内会様との処分場建設同意に係る各種協定事項の締結というのがございますが、現在田辺市稲成地区におかれましては、その締結に要する諸事項に関して協議をおこなっているところと聞いておまして、今後はそうした協議結果を受けて、協定締結への真摯な取り組みもおこなって参りたいと考えてございます。

このように、現在本組合では事業推進に係る大変重要な局面に取り掛かっていることから、議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、最後になりましたが、本日の定例会で御審議いただきます案件は、基金条例の制定と補正予算及び平成 26 年度決算のほか、その他 1 件の併せて計 4 件でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、招集の御挨拶とさせていただきます。以上でございます。

○議長（吉田克己君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

○議長（吉田克己君）

この場合、議事の進行上、このたび新たに選出されました議員各位には仮議席を指定しておりますが、その仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

それでは、前回の臨時会以降、太地町において、新たに選出されました2名の議員について、事務局より御紹介いたします。

事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは命によりまして、私の方から新たに太地町の議会から選出していただき、本組合議会議員になられました2名の議員様方を仮議席順に御紹介申し上げます。

まず、始めに太地町議会副議長の山本真一郎議員でございます。

なお、議員におかれましては、冒頭議長から報告がありましたように本日欠席となっております。

続きまして、太地町議会議長の山下雅久議員でございます。

まことに恐れ入りますが、自席にて自己紹介のほどよろしく願いいたします。

○山下雅久議員

山下です。

よろしく願いします。

以上のとおり、太地町議会から計2名であります。

ありがとうございました。

日程第1 議席の指定について

○議長（吉田克己君）

それでは、日程に入ります。

日程第1、「議席の指定」を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席を組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名と議席番号を朗読いたさせます。事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは命によりまして、新しく選出されました2名の議員の議席を朗読いたします。

21番 太地町 山本真一郎君、22番 太地町 山下雅久君、以上であります。

○議長（吉田克己君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、7番 山口進君、18番 大竹繁和君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、9番 松畑玄君、19番 荒尾典男君 以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（吉田克己君）

次に、日程第3、「会期の決定」を上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 3定議案第1号 紀南環境広域施設組合廃棄物最終処分場運営適正化基金条例の制定について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第4 3定議案第1号 紀南環境広域施設組合廃棄物最終処分場運営適正化基金条例の制定についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

3定議案第1号 紀南環境広域施設組合廃棄物最終処分場運営適正化基金条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

3定議案第1号についての補足説明をさせていただきます。議案書の2ページをお願いします。

紀南環境広域施設組合廃棄物最終処分場運営適正化基金条例でございますが、まず、始めにこの基金設置に至る経緯を御説明申し上げます。

例年、本組合における歳入予算において県支出金として、御説明させていただいている「廃棄物処理施設整備等事業費補助金」、いわゆる、本事業に対する県からの補助金でございますが、計上させていただいている次第です。

これは、本組合計画の処分場は主に一般廃棄物の埋め立てを行うための処分場、すなわち、「一般廃棄物最終処分場」でございますが、一部産業廃棄物も受け入れ対象とすることから、従前より県による「廃棄物処理施設整備等事業費補助金交付要綱」をもとに、本組合計画の「一般廃棄物最終処分場」で受け入れる産業廃棄物の適正処理を行うための廃棄物処理施設の整備等に要する経費を補助金として受け入れているものでございます。

そうした経緯のなか、本年4月1日に県の「廃棄物処理施設整備等事業費補助金交付要綱」が改正されました。

具体的な改正内容としましては、これまでの交付要綱で補助対象事業とは、市町村が行う廃棄物処理施設の整備等の事業とする。そして、その対象経費としては産業廃棄物の適正処理を行うための廃棄物処理施設の整備等に要する経費となっていました。

そこで、このたびの改正により、補助対象事業としては、組合が行う産業廃棄物の適正処理を行うための廃棄物処理施設の整備に係る「施設整備事業」のほか、その施設整備事業を実施するための基金を造成する「基金造成事業」、それに施設の管理運営に係る「施設運営事業」の3つに区分されました。

加えて、そうした3つの補助対象事業のうち、「基金造成事業」を実施するに当たって、その補助金の交付を受けるには基金条例の制定が要件と定められています。

このため、本組合におきましては、本事業における産業廃棄物に伴う整備事業に要する事業費及びこれに付随する業務、施設運営のための財源の一部に充てる経費として、このたびの県の補助金交付要綱改正による「基金造成事業」に係る補助金の交付を受け、基金として積み立てるため、その要件である基金条例を制定するものであります。

その基金の処分、いわゆる、取り崩しにつきましては、事業の進捗に合わせ、適切な時期に、議会へ上程して参りたいと考えてございます。

なお、条例の条文は2ページに記しておりますとおろ、全7条で、内容は一般的な構成としており、施行日は平成28年1月1日からとしております。

以上でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

3定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、可決いたしました。

日程第5 3定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第5 3定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

3定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計補正予算は、既定予算に歳入歳出それぞれ1億2,272万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ10億4,559万9千円とする補正予算を行うものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

3定議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、始めに本案件における概要を申し上げ

ますと、先ほどの議案第1号の中で御説明申し上げました県の補助金交付要綱の改正、ひいては、それに伴う本組合の基金条例制定に基づき、県から交付される補助金について、早速ではございますが、計上をお願いするための補正予算でございます。

それでは、議案書の3ページをお願いします。

3定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,272万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,559万9千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

各款項ごとの補正額は、第1表 歳入歳出予算補正として、次のページに掲載しておりますので御説明いたします。

では、4ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、2款県支出金 1項県補助金について、補正前の額が4,283万1千円で補正額が1億130万2千円のため、計1億4,413万3千円となります。

3款財産収入 1項財産運用収入については、補正前の額が11万4千円で補正額が8千円のため、計12万2千円であります。

4款繰入金 1項基金繰入金については、補正前の額が0円で、補正額が2,141万6千円のため、計2,141万6千円であります。

したがって、歳入合計は補正前の額9億2,287万3千円に補正額1億2,272万6千円を加えた計10億4,559万9千円となります。

そして、その下の歳出でございますが、3款衛生費 1項清掃費について補正前の額が9億764万4千円で補正額が1億2,272万6千円のため、計10億3,037万円であります。

したがって、歳出合計としましては補正前の

額9億2,287万3千円に補正額1億2,272万6千円を加えた計10億4,559万9千円となります。

続きまして、5ページをお願いします。

歳入につきまして、御説明いたします。

1歳入 2款県支出金 1項県補助金 1目衛生費県補助金 1節清掃費補助金1億130万2千円につきましては、このたび県の「廃棄物処理施設整備等事業費補助金交付要綱」が改正されたことによる県からの補助金でございます。

詳しく申し上げますと、その説明の中にあります「廃棄物処理施設整備等事業費補助金」マイナス2,141万6千円とは、このたびの補助金交付要綱改正に伴う補助対象事業でいう「施設整備事業」、いわゆる、産業廃棄物の処理に係る部分に限る施設の整備事業でございますが、これに係る県負担分における補助金の率が2分の1以内と改正されたことにより、補正前の額である4,283万1千円から減額しているものであります。

但し、その減額しました2,141万6千円につきましては、補助対象事業でいう「基金造成事業」における補助率に基づき、基金の造成に要する経費の方へ組み入れられるものであります。

そうしたことによって、次に「廃棄物処理施設整備等事業費補助金(基金造成事業)」の1億2,271万8千円でございますが、これが施設の整備のための基金の造成に要する経費でありまして、只今申し上げました補正前の額から減額しました2,141万6千円と1節清掃費補助金である1億130万2千円とを加えた額となっております。

つまり、この1億2,271万8千円が、産業廃棄物の処理に係る部分に限る施設整備事業を実施するための基金を造成する「基金造成事業」に当たって、先の議案第1号による本組合の基金条例制定に基づき、本組合が県から交付を受け、廃棄物最終処分場運営適正化基金の原資として積み立てるものでございます。

なお、この背景には、本組合計画の「一般廃

「産業廃棄物最終処分場」を整備する上では、産業廃棄物の処理に係る部分に限る施設整備事業に要する調査費や用地補償費、建設工事費など事業費に関する負担について、県のほか、紀南地方における産業界の負担も必要でございますが、その分につきましては、産業廃棄物の処理は排出事業者責任との基本を踏まえたうえで、一旦、県が負担するという意味が込められているものであります。

したがって、そうした背景のもと、この1億2,271万8千円につきましては、今後施設完成までの複数年の間における産業廃棄物の処理に係る部分に限る施設整備に要する経費の総額から県負担分の補助金や他の寄附金などを控除した額を限度額として、本施設整備に係る産業廃棄物に伴う整備事業に要する事業費として活用するため、本組合に一括交付されるものであります。

次に、3款財産収入でございますが、これは産業廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金の利子として、8千円を計上させていただいているものでございます。

更に、6ページにかけての4款繰入金につきましては、2,141万6千円となっております。

これは、このたび基金として積み立てるための基金造成事業の補助金1億2,271万8千円から、今年度に要する経費分として、取り崩すための経費でありまして、具体的に申しますと、調査費及び用地補償費等の一部として充当するものでございます。

以上が歳入でありまして、続いて歳出を御説明いたします。7ページでございます。

1款議会費 1項議会費 1目議会費の財源内訳である国県支出金のマイナス5千円及び2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費の同じく財源内訳で表わすマイナス6万5千円につきましては、先ほどの5ページでの御説明のとおり、「施設整備事業」の補助率が2分の1以内に改正されたことを受け、当初計上していましたが補正前の額のうち、国県支出金

に係る額の約2分の1以上を減額するものであります。

次に、8ページをお願いします。

3款衛生費 1項清掃費 1目広域最終処分場整備事業費 25節積立金の1億2,272万6千円につきましては、先の5ページにございました産業廃棄物処理施設整備等事業費補助金（基金造成事業）の1億2,271万8千円に基金積立金利子の8千円を加えたもので、産業廃棄物最終処分場運営適正化基金の積立金として、計上させていただいているものでございます。

以上で3定議案第2号の説明を終わらせていただきます。

どうか、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

3定議案第2号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、3定議案第2号は、可決いたしました。

日程第6 3定議案第3号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第6 3定議案第3号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

3定議案第3号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、組合議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

3定議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。9ページからでございます。

3定議案第3号、平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

恐れ入りますが、次の10ページを御覧ください。

平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算書でございます。詳細につきましては、12ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まず歳入でございます。

歳入合計でございますが、予算現額が1億

4,860万7千円、調定額と収入済額がともに1億4,269万891円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較はマイナス591万6,109円となっております。

続いて、11ページを御覧ください。

歳出でございます。歳出合計につきましては、予算現額1億4,860万7千円、支出済額1億4,269万891円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに591万6,109円でございます。

なお、本組合の決算につきましては、出納閉鎖期間中に精算をおこない、構成市町と県には差額を返還しているため、繰越額はございません。

よって、歳入歳出差引残額は0円でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。始めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金の、1節総務費負担金でございますが、予算現額1,907万8千円に対し調定額及び収入済額はともに1,731万5,007円でございます。内訳としましては、構成市町からの総務費に係る負担金収入でございます。

また、その下の2節衛生費負担金でございますが、予算現額7,064万9千円に対し調定額及び収入済額がともに6,674万5,663円で、内訳は、次の13ページにかけて記すとおり、構成市町からの衛生費に係る負担金収入でございます。

そして、その13ページの2款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金の1節清掃費補助金でございますが、予算現額210万4千円に対し調定額及び収入済額がともに189万7千円で、これは県の廃棄物処理施設整備等事業費補助金でございます。

続きまして、14ページをお願いします。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子

及び配当金の1節利子及び配当金でございますが、予算現額9万9千円に対し調定額及び収入済額がともに5万7,033円で、これは去る平成26年4月1日に財団法人紀南環境整備公社からの寄附金をもって制定しました本組合の施設整備事業基金における積立金の利子でございます。

また、その14ページから15ページにかけての、4款寄附金、1項寄附金、1目衛生費寄附金の1節清掃費寄附金でございますが、予算現額5,667万7千円に対し調定額及び収入済額がともに5,667万6,188円で、これは財団法人紀南環境整備公社からの寄附金でございます。

したがって、歳入合計につきましては、15ページのいちばん下段に記すとおり、予算現額が1億4,860万7千円で、調定額、収入済額がともに1億4,269万891円、不納欠損額、収入未済額もともに0円でございます。

続きまして16ページを御覧ください。

歳出でございます。主なものについて御説明させていただきます。

まず、1款議会費でございますが、予算現額163万円に対して支出済額が123万4,567円となっており、不用額は39万5,433円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員の皆様への報酬のほか、議員視察としまして正副管理者も帯同のもと、昨年7月に執行しました最終処分場の先進地である岐阜市の処分場への視察に要した費用弁償や車両借料でございます。

続きまして、17ページからの2款総務費でございますが、予算現額1,664万2千円に対して支出済額が1,624万6,440円となっており、不用額は39万5,560円でございます。

内容でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料 支出済額755万1,900円、これは組合職員2名分の給料でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

3節職員手当等 支出済額352万6,409円、これは同じく組合職員2名分の職員手当等で、

4節共済費 支出済額253万8,879円も同じくその組合職員2名分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

そして次の19ページの14節に飛びますが、使用料及び賃借料の支出済額142万1,351円につきましては、複写機及び電話機や事務所の借料でございます。

続いて、同じく19ページの3款衛生費でございますが、予算現額1億2,933万5千円に対して支出済額が1億2,520万9,884円となっており、不用額は412万5,116円でございます。

内容でございますが、1項清掃費、1目広域最終処分場整備事業費 2節給料 支出済額1,776万2,964円、これは組合職員4名分の給料でございます。

次に20ページをお願いします。

3節職員手当等 支出済額1,007万6,157円は、同じく、その組合職員4名分の職員手当等でございます。

その下の4節共済費 支出済額600万6,209円も、同じく、その組合職員4名分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

そして13節委託料でございますが、支出済額3,443万6,615円の内訳を御説明いたします。

右端の備考欄の最初に測量・調査・設計委託料といたしまして、3,338万1,320円となっております。

これは、まず測量の委託料として、最終処分場建設に必要な用地における土地及び境界等を調査し、用地取得等に必要な資料並びに図面などを作成することを目的とした「用地測量業務」でございますが、これに1,499万1,480円、また調査の委託料として、その用地等の取得に伴う建物、立竹木、工作物等の調査及びその補償費算出を行うことを目的とした「立竹木等調査業務」に1,338万9,840円、さらに、設計委託料であります。基本設計に基づく各施設における詳細設計などを行うための「実施設計業務」に要した経費が500万円のため、計3,338万1,320円となっております。

加えて、それらと別に「広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託料」が105万5,295円となっておりますが、これは最終処分場計画地の田辺市稲成地区住民の皆様で組織する検討委員会に対し、先進地視察などを実施することによる最終処分場への住民理解を深めるための取り組み等について、委託していることに要した経費でございます。

その内訳としましては、最終処分場の先進地である姫路市の処分場などへの住民視察に要した経費が99万8,472円、ほか会議等の経費が56,823円でございます。

したがって、先の測量・調査・設計委託料に係る3,338万1,320円と、この「広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託料」の105万5,295円を併せた支出済額として3,443万6,615円となっているものでございます。

また、次の25節の積立金 支出済額5,673万3,221円とは、財団法人紀南環境整備公社からの寄附金などをもってする紀南環境広域施設組合施設整備事業基金積立金でございます。

そして、4款予備費でございますが、充当はございませんでしたので、予算現額100万円に対して支出済額が0円、不要額は100万円でございます。

したがって、歳出合計につきましては、次の21ページのいちばん下段に記す予算現額の計1億4,860万7千円に対し、支出済額が1億4,269万891円で翌年度繰越額0円、不用額591万6,109円となっております。

続きまして22ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1歳入総額、2歳出総額ともに1億4,269万1千円のため、3歳入歳出差引額は0円、4翌年度へ繰り越すべき財源、5実質収支額、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額も0円でございます。

次に23ページ、財産に関する調書でございますが、1公有財産は保有しておりません。2物品につきましては、普通乗用車1台を保有して

おりますが、3の債権はございません。なお、4基金としては、施設整備事業基金で決算年度末現在高が5,673万3千円でございます。

以上で、3定議案第3号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

引き続き監査委員の意見を求めます。

監査委員 山本 紳次君。

○監査委員（山本紳次君）

私の方から監査報告をさせていただきます。

審査は、去る8月24日、田中監査委員と一緒に、組合事務所において、歳入歳出の決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて、事務局の説明を聴視しました。

その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、計数は正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても、適正なものと認めました。以上、監査報告といたします。

○議長（吉田克己君）

それでは、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

3定議案第3号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田克己君)

異議なしと認めます。

よって、3定議案第3号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 3定議案第4号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(吉田克己君)

続いて、日程第7 3定議案第4号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合の変更についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者(真砂充敏君)

3定議案第4号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成28年3月31日をもって和歌山県市町村総合事務組合から那賀老人福祉施設組合を脱退させることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約(昭和34年規約第1号)を次のとおり変更したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田克己君)

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長(小郷彰豊君)

はい、議長。番外局長、小郷。

3定議案第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は、24ページから25ページに掛けてでございます。

まず、始めに和歌山県市町村総合事務組合についての御説明を申し上げます。

当総合事務組合とは、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務、地方公務員災害補償法の規定に基づく議会の議員その他の非常勤の職員に係る公務上の災害、又は通勤による災害に対する補償に関する事務などを共同処理するための一部事務組合でございます。

このことから、本組合におきましても、議員の皆様はじめ、監査委員、会計管理者の方の公務災害補償について共同処理をするため、すでに加盟の県内の組合及び自治体の各議会より加盟するための議決をいただき、去る平成25年8月における本組合設立当時から当総合事務組合には加盟しているところであります。

そうしたなか、このたびその加盟団体の一つである「那賀老人福祉施設組合」におきましては、来る平成28年3月31日をもって解散するため、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退するとのことでございます。

そのため、当総合事務組合では、組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更を行うには、本組合含む、すでに加盟している県内の組合及び自治体における各議会の議決が必要なことから、本組合議会へも議決を求めるものであり、本日上程させていただきました次第です。

よろしくお願ひ申し上げます。

以上、3定議案第4号の説明とさせていただきます。

きます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

3定議案第4号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、3定議案第4号は、可決いたしました。

閉 議

○議長（吉田克己君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

それでは、これをもって、平成27年第3回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時38分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 27 年 11 月 24 日

紀南環境広域施設組合

議長 吉 田 克 己

議員 山 口 進

議員 大 竹 繁 和